○東大阪市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成25年７月31日東大阪市教育委員会規則第12号

（趣旨）

第１条　この規則は、東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成25年東大阪市条例第21号）の施行その他必要な事項について定めるものとする。

（準用）

第２条　東大阪市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定手続等については、東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成25年東大阪市規則第70号）第２条から第９条まで及び第17条の規定を準用する。